

千葉県告示第606号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年7月28日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月28日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 中央星久喜町線	中央区亥鼻一丁目315番1から 中央区亥鼻三丁目211番2まで	令和2年7月28日